株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は2023年6月に開催予定の第62期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において付議される<u>株主提案に係る議案</u>(以下「本株主提案」といいます。)**に反対します**。反対の理由は以下のとおりです。

1. 当社の課題を解決するためには現在の経営陣が適任であり、退任の必要がないこと

当社の現任取締役は、当社の企業価値の向上や株主の皆様共同の利益に繋げるため 2022 年 9 月 29 日付けプレス・リリースにより公表した中期経営計画「To the next Growth」の実行を着実に進めるために、目下、日々多大な努力を傾注しています。

これに対して、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社(以下「提案株主」といいます。)が本株主提案の理由として挙げているのは、大要、①当社が、提案株主の請求を踏まえて、本年3月16日に開催した臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、当社経営陣による不当な印象操作があったこと、②提案株主からの質問に対する当社の回答等が不誠実であり、当社経営陣は、自らの都合の良い事実のみ積極的に開示しつつ、不都合な事実を消極的に非開示とするおそれがあること、③当社の経営ないし営業戦略に女性の視点を取り入れることを目的として女性を登用しようという意思がないことの3点に集約されます。

しかしながら、<u>提案株主が指摘する上記3点は、以下に記載のとおり、いずれも事</u> 実に反するか、誤った事実認識に基づく誤った主張であることが明らかです。

上記①については、その具体的内容は、大要、当社経営陣が、(i)様々な公表資料によって提案株主の候補者が過去に違法なマルチビジネスに直接関与しているとの誤解を与える情報や、提案株主が当社株主としての立場を超えて私的利益を追求し、当社の企業価値を毀損させるなどという根も葉もない情報を悪意をもって拡散したこと、(ii) 提案株主が複数の株主と協調して当社株式を取得し、議決権行使を企図しているとの事実無根の誤解を株主に与えたこと、(iii) 提案株主代表者の尾端氏インタビュー記事のうち当社経営陣に向けた批判的なコメントについての解釈を捻じ曲げて、それがあたかも貴金属・宝飾事業を営む業界関係者全員に向けられたもので、尾端氏が業界関係者を軽視していると論難したこと、(iv) 当社が主張する、提案株主が提案した取締役候補者が当社との面談を拒否したという指摘は、当社が提案株主代表者との1対1の面談を拒否したことに鑑み、事実を矮小化した記載であること、(v) 当社業績に関して都合の良い数値だけを取り上げることで実態を不明瞭にさせたこと、(vi) 本臨時株主総会の「臨時株主総会招集ご通知」に掲載されたスキルマトリックスに激しいお手盛りが加えられていたこと、(vii) 上記(i) 乃至(vi) の不当

な印象操作のために、複数のアドバイザリーに対して高額の報酬を支払っているが、 当該各アドバイザリーとの契約内容の詳細及びアドバイザリー費用の内訳の開示を頑 なに拒み続けていること、の7点ですが、**いずれも事実誤認であるか的外れであるこ とが明らかです**。

すなわち、(i) については、後述するとおり、提案株主の候補者のうち3名(尾端氏、菅原氏、吉澤氏)が過去に違法なマルチビジネスに行政処分を受けた法人(株式会社 ARK。以下「ARK」といいます。)への関与があったことは事実であり、何ら虚偽の内容は含まれておらず(尾端氏が当該行政処分を受けた法人の「法務部長」との肩書きの名刺を実際に使用していたことについては提案株主も特に否定していませんし、菅原氏が ARK の特別顧問、吉澤氏が ARK の顧問税理士であったことについても、提案株主は特に否定していません。)、また、後述する理由から、本株主提案の真の目的は、当社の経営支配権を奪取した上で、当社の企業価値を向上させる以外の方法によって、株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていると解さざるを得ません。

- (ii) についても、2023 年 2 月 14 日時点の当社の株主構成に加えて、2023 年 3 月 31 日時点の当社の株主構成等を検証した結果、提案株主による当社株式の大量買集めと時期を同じくして取得した複数の株主に加えて、特定の複数の会社の株主や役員等を含む関係者が、偶然に生じることは常識的に考えてあり得ない程に多数当社株主として登場するに至っており、当社独立委員会が 2022 年 8 月 13 日付けで制定し、同年 9 月 5 日付けで改訂した共同協調行為等認定基準に照らして、提案株主との間で「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたと今後認定される又は樹立される可能性は否定できないと考えております。
- (iii) についても、後述するとおり、提案株主代表者のインタビュー記事における 尾端氏の主張は、当社経営に対しての理解の不足を示すのみならず、宝飾品販売事業 一般に対する見識を欠くものであることは明らかです。
- (iv) についても、2023 年2月9日付け「リ・ジェネレーションがその提案に係る 取締役候補者4名と当社役員との面談を拒否したことについて」(以下「2月9日付 けプレス」といいます。)に記載のとおり、実務上多く行われている、株主提案に係 る取締役候補者との面談を提案株主が合理的な理由なく拒絶したこと(さらには、提 案株主側が当社と提案株主との「対話」という別次元の話にすり替えて正当化を図ろ うとしていること)は明らかであって、2月9日付けプレスはその旨を記載している に過ぎません。
- (v) についても、提案株主が当社の株式の 10%強を市場内で買い上がり始めた 2022 年3月 15 日以降(以下、かかる買集めを「本件大量買集め」といいます。) でみれば、(a)2022 年3月期は、当社は連結ベースで最終黒字を確保している(連結業績

予想からの下方乖離は新型コロナ禍の影響によるものです。)上に、(b)既に公表した 2023年3月期通期の連結経営成績は、売上高が前年同期比4.4%増、営業利益が89.9% 増、経常利益が 112.5%増と、当社の経営はコロナ禍の影響が薄れるにつれて、好調さ を取り戻しています。なお、2021 年 3 月期の営業利益については、新型コロナウイル スの影響等により、一時的な減少があったものの、不採算店舗撤退、営業所閉鎖、グ ループ間での人員再配置など各種施策を実行して収益の構造を図って参ったところで あり、その効果もあって、2022年3月期及び2023年3月期の営業利益はコロナ禍前 を上回る水準にあります1。ちなみに、2023年3月期第3四半期において、親会社株主 に帰属する四半期純利益が赤字となったのは、主として、提案株主らが、十分な情報 を開示しないまま、当社株式を短期かつ大量に買い集めたことに対応せざるを得なく なり、当社株式の大規模買付行為等への対応方針(以下「現行対応方針」といいま す。)を導入する等せざるを得なくなったことに伴うアドバイザリー費用の支出とい う不測の要因によるものであって、むしろ提案株主らの行動を原因として支出を余儀 なくされたものであり(ちなみに、現行対応方針の導入が 2022 年6月開催の当社定時 株主総会で 63.5%の賛成で承認されていることは後述のとおりです。)、既に公表し た 2023 年 3 月期通期決算では、親会社株主に帰属する当期純利益は最終黒字を確保し ております(ちなみに、この黒字額も、後述する提案株主からの招集請求に対応して 開催することとなった本臨時株主総会の開催に関連する費用や提案株主やそれと協調 していることが疑われる株主への対応費用がなければ、さらに上振れしたことは明ら かです。)。

(vi) についても、当社のスキルマトリックスは、取締役及び取締役候補者の経験等の客観的事実に基づき、特に期待する分野・スキルを記載したものであり、何ら不当な印象操作をするためのお手盛りではあり得ません。提案株主は、当社役員は当社子会社である株式会社仲庭時計店(以下「仲庭時計店」といいます。)で起こった複数の不祥事を防ぐことができなかったことから「コンプライアンス」の点について、白川取締役を除く当社経営陣ら全員に「〇」が付されている点は不当な評価である旨主張されておりますが、2022年10月13日付け「当社子会社に関する一部報道等について」に記載のとおり、当該子会社従業員による不祥事は、いずれも提案株主が当社株式を取得する遙か前の2017年11月から2019年9月までに発覚したものであって、提案株主が本件大量買集めを開始する前に、全て外部の弁護士も関与して、適正に調査を行った上で、全て解決済みであり、当社の現任取締役には法令又は定款違反の行為や不当な行為は認められていません。また、その内容は、全て法令に従って適時・

¹ なお、提案株主は、提案株主が申し立てた株主総会招集許可申立事件で提出した 2023 年 1 月 23 日付け「主張書面 (4)」において、当社の社外取締役のうち富樫直記氏に関して、「経営コンサルタントおよび経営者としての知見を活かした取り組みがあったとは到底評価することはできない」などと述べていますが、上記のとおり当社の連結経営成績が好調であることに関して同氏の知見が寄与していることは言うまでもないことであり、何故に同氏が経営コンサルタントや経営者としての知見を活かしていないと評価できるのか全くもって根拠が不明です。

適切に開示され、さらに、株主・投資家に対して有益と考えられる情報については、 法令又は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程により義務付けられている範囲 を超えて、全て任意に開示済みであり、現在でも、その調査結果等を、当社のウェブ サイト上で任意に開示しているところであって、この点に関する提案株主の評価も不 当という他ありません。また、不祥事発覚から現在に至るまで、当社の監査法人から は、当社の各事業年度末日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した内 部統制報告書について、一貫して、全ての重要な点において適正に評価しているもの と認めるとの内部統制監査報告書を取得しているところです。

また、(vii)についても、このアドバイザリー費用には、本件大量買集めへの対応や現行対応方針の導入に関連して発生した費用だけでなく、提案株主と同時期に当社株式を大量に買い上がっていたその他株主に対する対応に関連して発生した費用や、提案株主が開催を請求したことを契機として本年3月に開催した本臨時株主総会に関連して発生した費用、並びに、2022年8月にマイルストーンマネジメント株式会社(以下「マイルストーンマネジメント」といいます。)から大規模買付行為等趣旨説明書が提出されたことにより、(大規模買付行為等に係る取締役会評価期間が終了する直前に)その大規模買付行為等が撤回されるまで現行対応方針に従った対応を行っていたことに関連して発生した費用も含まれています。提案株主は、あたかも上記費用が全て提案株主に対する対応に要した費用であるかのように主張しており、提案株主とマイルストーンマネジメントとの強い関係(一体性)を自ら前提としているかのような姿勢を示していますが、この点は、当社が、度々、それぞれマイルストーンマネジメント及び提案株主との間に一定の関係があるのではないかという疑念を深めるものと言わざるを得ません。

上記②については、その具体的内容は、大要、当社経営陣が、(i)洲桃麻由子社外取締役が、社外取締役候補者となること応諾した経緯に関する提案株主からの質問への回答を事実上拒否したこと、(ii)「コンプライアンス」の観点から、長沢伸也社外取締役に期待される具体的な役割及びそれが期待できるとされる合理的な根拠に関する提案株主からの質問への回答を行っていないこと、(iii)仲庭時計店の不祥事において発生した具体的な損害額が明らかにされていないこと、(iv)提案株主から請求があったにも拘らず株式取扱規程の開示を拒み続けること、の4点ですが、こちらもいずれも事実誤認であるか的外れであることが明らかです。

すなわち、(i) 及び(ii) については、当社が 2023 年 2 月 27 日付けで公表した提案株主に対する「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」で既に詳細をご説明しており、事実に反します。

(iii) についても、仲庭時計店の不祥事に係る会計処理については、当社監査法人

に事案を説明しており、当社監査法人は、その処理も含めて、当社の連結・単体の財務諸表に関して無限定適正意見を表明しております。従って、当社としては、適切に会計処理を行ったものと認識しており、個別の損害額の開示までは法令上も不要と考えております。

(iv) についても、提案株主から株式取扱規程の閲覧謄写の具体的な必要性が何ら示されなかったため、閲覧謄写に応じることができなかったものであり、当社としては、正当な株式取扱規程の閲覧謄写請求については、これに応じることは吝かではありません。

上記③については、当社は、かねてから女性役員の登用を前向きに検討しており、2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会における提案株主の代表者からの質問に対する回答や、2022年9月29日付けプレス・リリースにより公表した中期経営計画「To the next Growth」でも、その旨既に表明している上に、実際に、本臨時株主総会において、洲桃麻由子氏を取締役候補者として提案・選任し、また、本定時株主総会においても取締役候補者として提案するに至っており、「当社の経営ないし営業戦略に女性の視点を取り入れることを目的として女性を登用しようという意思がない」との指摘は、まったく事実に反することが明らかです²。

以上のとおり、提案株主が本株主提案の理由として挙げる上記①~③は、本臨時株主総会で約 79.8%の高い賛成割合で新たに選任された洲桃麻由子氏も含む当社の現任取締役「全員」が、任期満了により退任しなければならない必要性を、何ら根拠付けるものではありません。

以上のような状況を踏まえると、中期経営計画「To the next Growth」の遂行のために、当該計画を策定し、当該実行のために日々多大な努力を傾注している最中である現在の経営陣及び取締役会から成るチームが最適任であり、当社の現任取締役が任期満了により退任すべき必要性や合理性はありません。

- 2. 本株主提案は、それ自体濫用的なものであり、本株主提案に係る取締役候補者4名は、いずれも当社の現状の経営課題を解決するために適任であるとはいえないこと
- (1) 本株主提案は、本臨時株主総会において示された大多数の当社株主の皆様のご意思

² ちなみに、後述するとおり、尾端氏が唯一の代表者であって 100%株主であるプラスワンホールディングス株式会社(以下「プラスワン」といいます。)らが臨時株主総会招集請求を行って、尾端氏が代表取締役社長に就任するに至ったアサヒ衛陶株式会社(以下「アサヒ衛陶」といいます。)では、尾端氏が同社の取締役に在任していた当時、女性の取締役や監査等委員たる取締役は皆無でした。

提案株主は、提案株主が提案した取締役4名選任の件(取締役候補者:尾端友成氏、佐藤彩奈氏、菅原勝治氏、吉澤孝明氏)が、2023年3月16日に開催された本臨時株主総会において約77%に上る大多数の株主の反対により否決されたにも拘らず、本臨時株主総会の開催からわずか2週間余りで、本臨時株主総会における提案株主の提案と全く同じ候補者で本株主提案を行うに至っており(また、上記のとおり、当社の現任取締役全員に対して、その任期満了に際しての退任を促しており、この点でも、当社の現任取締役全員の解任議案を提出していた本臨時株主総会に際しての姿勢・対応と全く同様です。)、大多数の当社株主の皆様のご意思を無視するものです。しかも、各候補者の提案理由については、当社が複数回に亘って行った質問に対する追加的な説明を全く行うことなく、本臨時株主総会において提案株主が提示した理由と同じ理由を繰り返し記載するのみであって、株主の皆様に対してその議決権行使のための判断材料を提供する姿勢として、真摯さに欠けているといわざるを得ず、本株主提案は、それ自体濫用的なものと言わざるを得ないと考えています。

- (2) 提案株主は当社の企業価値の継続的な向上を目指すものではないこと
- ① 本株主提案の目的は当社の経営支配権の奪取にあると考えられるにも拘らず、提案株 主は当社の企業価値向上につながる具体的な経営方針や経営計画を持ち合わせていな いこと

提案株主は、上記のとおり、当社現任取締役7名全員の任期満了による退任を促すとともに、それに代わって提案株主が擁立した候補者4名を新たな取締役として選任することを求めていますが、当該4名の候補者は、下記(3)において述べるとおり、(提案株主の代表者である)尾端氏と、尾端氏の強い影響下にある3名であることから、当社現任取締役7名全員が任期満了により退任し、本株主提案が可決された場合には当社の取締役会は尾端氏とその強い影響下にある3名のみで構成されることになり、実質的に当社の経営支配権は尾端氏らに奪取されることになります。それ故、本株主提案の真の目的が当社の経営支配権の奪取であることは、客観的にも明らかです。

もちろん、本株主提案の目的が当社の経営支配権の奪取にある場合であっても、適切な経営方針や経営計画が存在し、それによって当社の企業価値のさらなる継続的な向上が見込まれるのであれば、経営支配権の取得は直ちに否定されるべきものではありません。しかしながら、提案株主は、(法定の期限を徒過して提出された) 2022 年

4月の大量保有報告書提出当初から一貫して当社株式の保有目的を「重要提案行為等を行うこと」としているにも拘らず、当社が再三に亘って、提案株主に対して、具体的かつ根拠のある企業価値向上のための提案の有無、内容について質問しても「重要提案行為をいつどのように行うかといった点も含め、現時点でその内容について具体的に申し上げることはございません」、「当社が提出していた大量保有報告書における保有目的欄に『重要提案行為等を行うこと』と記載していた・・・からといって、初めから具体的な重要提案行為等の内容を持ち合わせていなければならないといったルールはありません」等と回答するのみで、一貫して具体的な回答を避け続けてきました。

また、提案株主は、提案株主による当社株主総会の招集許可申立て(以下「本申立て」といいます。)の審理に際して、裁判所からも「招集の理由」につき補充を求められたにも拘らず、最後まで、当社の経営支配権を奪取した後の経営方針については、監査等委員会設置会社への移行を検討するというほかは、社内のDX化、販売戦略会議の定期開催、自社ブランド商品の再構築及び他社との販売代理店契約を増やすといった抽象的・一般的な「お題目」以上の経営方針は何ら示せておらず、当社の事業に即した、当社の企業価値向上に向けた具体策は何ら示すことができていません。

さらに、これらの抽象的・一般的な「お題目」の経営方針以外に、提案株主の代表者である尾端氏は、2023 年1月 18 日付けダイヤモンドオンライン記事「宝飾大手ナガホリに"マルチ商法集団"と指摘された筆頭株主が大反論!『長堀社長は限界だ』」における単独インタビューや、本申立ての審理に際して、裁判所からも経営支配権の取得を企図している以上は株主総会の「招集の理由」の記載を補充すべきであると指示されたことに対応して 2023 年1月 23 日付けで追加された提案株主の補充説明において、当社の経営支配権を取得した後の経営方針については、監査等委員会設置会社への移行を検討するとしています。しかしながら、提案株主は、監査等委員会設置会社への移行のための定款変更すら本臨時株主総会のみならず、本定時株主総会においても、その議題・議案として提案していませんので、「監査等委員会の設置によるガバナンスの強化」ということ自体が、本申立ての審理に際して、裁判所から、経営支配権の取得を企図している以上は「招集の理由」の記載を補充すべきであると指示されたこと等も受けて、急遽取ってつけたように追加された施策であることは明らかです。

<u>この一連の経緯からも、提案株主は、本件大量買集め開始以来、本株主提案をしている現在に至るまで、具体的な企業価値向上策など一切持ち合わせていないものと考えざるを得ません。</u>

また、提案株主の代表者である尾端氏は、上記 2023 年1月 18 日付けダイヤモンド オンライン記事において、①「監査等委員会の設置によるガバナンス強化」、②「適 材適所及び必要部署への配置転換を実施」、③「在庫や流通、商標等の管理をするために DX は必要」等と述べておりますが、当社の 2022 年 9 月 29 日付け中期経営計画「To the next Growth」では、既に、①取締役会構成の適正化・多様性の確保・取締役・監査役の選任プロセスの検討・サスティナビリティへの取組みを通じた「ガバナンス強化に向けた取組み」を進めること、②グループ間及び営業・商品・管理部門間の適正な人材配置並びに女性が働きやすい職場の維持・拡充とキャリア形成へのサポートによる「適材適所の人事運営」を進めていくこと、③各種生産性向上政策及びHRM 政策により利益率の改善と継続的な経費削減を図ることを、それぞれ公表しているところです。また、提案株主が 2023 年 1 月 23 日付けで追加した補充説明において「中期的取り組み」として掲げられている、「オリジナルブランド・既存取り扱いブランド・新商品開発・新規販路構築等における販売戦略を講じる」、「市場ニーズを的確に捉え、時代にマッチした商品の開発や宝飾における新たな文化形成の構築、およびプロモーションを行う」、「自社ブランド商品の再構築ならびに市場調査に基づき他社との販売代理店契約を増やし、新規出店による増収を目指す」といった事項についても、当社の中期経営計画に際しても当然検討されているものです。

このように、提案株主ないし提案株主の代表者である尾端氏の主張は、抽象的・一般的な「お題目」を並べるだけで、当社の中期経営計画以上の施策の提言を行うものではありません。しかも、提案株主は、現在に至るも、当社の中期経営計画に掲げられているような、定量的な数値を伴う経営計画を一切示すことができていません。

提案株主が、実際に当社の中期経営計画を確認した上で当社の企業価値向上に資する取組みを真摯に検討しているのであれば、少なくとも中期経営計画の内容を踏まえて、より一層の企業価値の向上に資する具体的な施策を提案すべきと考えられるところ、このように、どこの会社に対しても当てはまり得るような抽象的・一般的な「お題目」を並べ立てるのみで、何らの新たな提案をできていないことは、提案株主が当社の中期経営計画ひいては当社の企業価値の向上に何らの興味も関心もないことの顕れであると言わざるを得ません。

② 提案株主による本株主提案は、当社の経営支配権を奪取した後に大規模なエクイティ・ファイナンスを実行させるなど当社を提案株主の「ハコ会社」として利用するといった、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていることが強く疑われること

提案株主(旧商号: N&M マネージメント)には、過去に2回に亘って他の上場会社

(シスウェーブ³及びリアルビジョン⁴)の株式を直接・間接に大量に取得してその経営支配権を実質的に掌握した上、大規模な希釈化を伴う新株及び新株予約権を自らと関係のある者に対して第三者割当発行し、これを最終的には売却する等した前歴が確認されています⁵。なお、シスウェーブはその後、有価証券報告書に虚偽記載があったとして証券取引等監視委員会に強制調査を受け、東京証券取引所により 2018 年 9 月 3 日付けでジャスダック市場からの上場廃止処分を受けています(上記有価証券報告書虚偽記載容疑については、最終的に、2019 年 8 月 6 日に、東京地方裁判所から、シスウェーブに罰金 1,000 万円、同社の実質的経営者及び元社長 2 名に、懲役 2 年(執行猶予 3 年)、懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年)及び懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年)の刑の判決を受け、それが、それぞれ確定しています。)。

従って、当社現任取締役7名全員が任期満了による退任するとともに、提案株主に よる本株主提案が全て可決されて当社取締役が総入替えとなり、提案株主の関係者4 名のみで当社取締役会が構成されるようなことがあれば、大規模なエクイティ・ファ イナンスによってその引受人となった関係者が引き受けた新株や新株予約権(を行使 して取得した株式)を売却して利益を上げるために当社が利用され、その結果、当社 の企業価値が毀損され、株主の皆様共同の利益が害されることになるおそれがあるも のと懸念せざるを得ません。この点に関して、上記 2023 年1月 18 日付けダイヤモン ドオンライン記事では、提案株主の代表者である尾端氏は、インタビューにおいて、 記者からの「あなたが経営を担えば、百貨店や銀行の信用を失い、取引ができなくな る」との指摘に対し、「『融資を受けられなくなる』と長堀社長は言いますが、なぜ 融資に頼るのか。利益剰余金も積み上げている」と、金融機関からの融資は不要であ るともとれる発言をしております。しかしながら、宝飾品販売事業者は一般に多様な 在庫を確保し販売機会を逃さないようにする必要があり、資本効率を確保する観点か ら金融機関からの融資を受けることが必須です。特に、当社は、これまでの金融機関 との関係を基礎として、有利な条件で融資を受けてきており、これが当社の収益構 造・経営の強みであるところ、上記尾端氏の主張は、当社経営に対しての理解の不足

³ 株式会社シスウェーブ (その後、株式会社シスウェーブホールディングス、株式会社 SOL Holdings、そして、株式会社ソル ガム・ジャパン・ホールディングスと、複数回に亘って商号変更を繰り返しています。以下「シスウェーブ」といいま す。) を指します。

⁴ 株式会社リアルビジョン(その後、株式会社 RVH に商号変更。以下「リアルビジョン」といいます。)を指します。

⁵ ちなみに、本株主提案においても当社取締役候補者とされている菅原勝治氏は、一般財団法人エネルギー農業推進機構 (旧・一般財団法人東北農業支援ネットワーク。現在の名称は一般財団法人日本経営支援連合会)の「顧問」として表示されていたことが判明しています。この一般財団法人エネルギー農業推進機構については、①シスウェーブの代表取締役社長及びリアルビジョンの補欠監査役を務めていた田中英雄氏、提案株主の前代表者である橘祐司氏、並びにシスウェーブの子会社である株式会社日本ソルガムの代表取締役であった川本幸夫氏の3名が評議員を務めていたほか、②シスウェーブの監査役及び取締役並びにリアルビジョンの取締役を務めた鼓昭雄氏が監事を務めており、さらに、③提案株主がシスウェーブ 株式約 26.62%を大量取得した際に提案株主にそのための資金全額を貸し付けていた株式会社共和フィナンシャル(シスウェーブの元代表取締役社長であった赤尾伸悟氏及び中原麗氏が相次いで代表取締役を務めていました。)及びその親会社であった株式会社共和キャピタル(旧・有限会社ケーアイシステム。シスウェーブの元代表取締役社長及びリアルビジョンの元代表取締役社長であった池畑勝治氏が設立し、取締役を務めていました。)並びにリアルビジョンの各本店所在地と同じ場所(赤坂會館ビル)に東京連絡事務所を置いていた法人です。

を示すのみならず、宝飾品販売事業一般に対する見識を欠くものであって、当社の経営支配権を取得しようとする者としての適格性について大きな疑問を持たざるを得ません。仮に、提案株主が当社の経営支配権を取得した後、自己資金を中心として当社の経営をしていくということになれば、いずれ大規模なエクイティ・ファイナンスを実施することによって市場から資金を集める必要が生じ、その結果、株式の希薄化を招くことは必至であって、かかる事態が当社の株主の皆様共同の利益に反することは明らかです。このような姿勢・態度に鑑みれば、提案株主による当社株式の 10%強の市場内での買い上がり及び当社取締役の総入替えを目的とした本株主提案は、結局のところ、当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていると解さざるを得ません。

また、当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていることは、提案株主による当社の株式取得時期から見た経済合理性の観点からも、客観的に明らかです。すなわち、当社の株価は、2021年12月末に至るまで14年間以上、100円台から300円台の間を推移するだけであったにも拘らず、提案株主が当社の株式を買い上がるのと時を同じくして急騰し、2022年10月31日には一時1,781円の高値をつけるまでに至っております。一方で、提案株主は、2022年3月15日から同年4月8日にかけて当社の株式を大量に買い上がっていましたが、その間における当社の株価は、終値ベースの最安値で292円、最高値で594円であって、4月15日の大量保有報告書の変更報告書提出時点で、提案株主における当社株式の平均取得コストは429.9円であると考えられます。上記のとおり、提案株主は具体的な企業価値向上策を何ら持ち合わせていないところ、それにも拘らず、当社の過去15年間における平均株価の約2倍前後もの価格で当社の株式を大量に取得することは著しく経済合理性を欠くと言わざるを得ません。

以上のとおり、提案株主は、(抽象的・一般的な「お題目」を超えた)当社の経営支配権奪取後の具体的な経営方針や企業価値向上策を何ら示すことができていないのであって、仮に提案株主等が本株主提案等を通じて企図しているような当社取締役の総入替えが行われても、提案株主が上記の投資に見合った利益をキャピタル・ゲインによって確保することは、合理的に考えて極めて困難であると言わざるを得ません。従って、結局のところ、本株主提案の真の目的は、当社の経営支配権を奪取した上で、当社の企業価値を向上させる以外の方法によって、株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていると解さざるを得ません。提案株主が、当社が営む宝飾品販売事業にとって極めて重要な年末年始商戦を迎える繁忙期である時期(2022年11月下旬)に臨時株主総会の開催を請求して当社の業務執行に支障を生じさせたことも、当社の事業の本質を理解しておらず、さらには

当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていることの証左であるといえます。

(3) 本株主提案に係る取締役候補者はいずれも当社取締役としての資質・適格性に強い 疑義がある上に、当該取締役候補者による経営が行われた場合には当社のブラン ド・イメージや信用に回復し難い損害を与え、当社の企業価値を毀損し得るもので あること

本株主提案には、提案株主の代表者であってその 100%株主である尾端氏とその他 3 名の候補者を当社取締役として選任することが含まれていますが、下記のとおり、いずれも当社取締役としての資質や適格性に疑問符が付く人物ばかりです。

すなわち、本株主提案には、提案株主が提案する4名の候補者を取締役として選任することが含まれていますが、当該4名の候補者は、いずれも、概要以下に述べるとおり、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠であり、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められる当社の取締役としての資質・適格性に強い疑義を呈さざるを得ません。

① 尾端氏は、提案株主の唯一の株主かつ代表取締役ですが、2022 年 11 月 22 日付けで当社が受領した提案株主による臨時株主総会招集の請求に関する書面(以下「本請求書面」といいます。)及び 2023 年 4 月 3 日付けで当社が受領した、提案株主が本定時株主総会に関し株主提案権を行使する旨の書面(以下「本株主提案書」といいます。)においても提案株主自ら明らかにしているとおり、公開されている情報だけでも、2011 年 2 月に、マルチビジネスを営む株式会社イーサイト6に入社し、その後も、マルチビジネスを営む e-World Capital Partners Japan 株式会社(以下「EWCP」といいます。)及び株式会社 Sanctuary の取締役ないし監査役を歴任しているなど、数々の会社においてマルチビジネスに関与してきた経歴を有することが明らかな人物です。そして、EWCP は、尾端氏が取締役として在任中、静岡県から特定商取引法違反に基づく行政指導を受けたことも確認されており、加えて、会員の勧誘に当たって、誤導的な説明がなされたこと等を理由として、当時の役員に対して損害賠償請求訴訟が既に複数の者から提起されております。また、マルチビジネスを営んでおり、特定商取引法違反により中部経済産業局

⁶ 本請求書面及び本株主提案書において、提案株主が提案株主代表者の経歴として EWCP の前身であると記載しています。

及び石川県から3か月間の取引等停止処分を受けた ARK7の「法務部長」と表示した名刺を持った尾端氏が、富山県消費生活センターを訪れていることが判明しています(なお、後述のとおり、ARK に関しては、本株主提案に係る取締役候補者のうち菅原氏及び吉澤氏も、その特別顧問又は顧問税理士である(ないしは特別顧問又は顧問税理士であった)ことが判明しています。)。

上記のような経歴を有する者が、当社取締役となること自体、宝飾品販売事業を営む上場会社としての当社の信用とブランド・イメージを大きく毀損するおそれがあり、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠である当社の取締役としての適格性を有しないことは明らかです。

また、尾端氏は、経営に関与するつもりはないと言明してアサヒ衛陶の株式を取 得しておきながら、それから約1年後には自身が唯一の代表者であって 100%株主 であるプラスワンをして臨時株主総会の招集請求を行わせしめ、同社の代表取締役 社長に就任していますが、「一身上の都合」を理由として、わずか約2か月で自己 都合によりその職を辞任しています(同社取締役についても約3か月で退任してい ます。)。提案株主は、当社からの数次に亘る質問や本臨時株主総会における当社 株主様からのご質問に対しても、その経緯や理由の詳細を全く明らかにしていませ んが、この点からも、尾端氏が真摯に上場会社の経営に向き合おうとする人物では なく、上場会社の経営者としての責任感が欠如しているのではないかと考えざるを 得ず、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の 維持・向上に不可欠である当社の取締役としての適格性を有しないことは明らかで す。しかも、提案株主は、本請求書面及び本株主提案書において「上場会社での代 表取締役」であったこと等を理由に「企業経営に関する経験と実績を有して」いる としているものの、尾端氏の経歴において「上場会社の代表取締役」であったの は、上述のアサヒ衛陶における代表取締役に就任してわずか約2か月で辞任した時 期のみであり(上場会社の取締役であったのも上記のわずか約3か月間のみ)、こ れをもって「上場会社での代表取締役」であったこと等を理由に「企業経営に関す る経験と実績を有して」いると称することは、もはや誇張という域を超え、誤導的 表示を禁止している委任状勧誘府令の趣旨に抵触しかねないのではないかとすら懸 念されます。

⁷ ちなみに、①ARKの当初の代表取締役は、Sanctuaryの代表取締役であった葉室一政氏であり、②2016年11月1日に設立された ARKの本店所在地はその時点における Sanctuary の本店所在地と同一であって、③ARKが同年12月1日にその本店所在地を東京都港区麻布十番二丁目5番2号JMNピル5Fに移転したその正に同じ日に、尾端氏が唯一の代表取締役を務めておりその全株式を保有しているプラスワンがその場所に本店を移転してきているほか、④ARKは、その後 2017年6月1日から同月30日までの間にも Sanctuary の本店所在地と同一の場所を自らの本店所在地としていたことが判明しています。このように、ARKは Sanctuary やプラスワンと密接な関係にあることが明らかで、Sanctuary の清算後にその事業を実質的に引き継いでいるのではないかと合理的に疑われるところです。

しかも、尾端氏が唯一の代表者であって 100%株主である提案株主は、当社株式 の大量買集めに際して、大量保有報告書・変更報告書の提出を2週間以上に亘って 遅延し、大量保有報告書の提出によって株価が高騰する前に主要株主になるに至る まで当社株式を大量に買い集めている上に、遅くとも、提案株主による当社株式の 保有目的が「重要提案行為等を行うこと」から「支配権の取得」に切り替わったこ とが明らかである(本請求書面を当社に送付した)2022 年 11 月 22 日から 5 営業 日以内に上記保有目的の変更に係る変更報告書を提出する義務があったにも拘ら ず、当該義務を現在に至るまで懈怠しているほか、尾端氏が代表者であるプラスワ ンや提案株主は、過去にもアサヒ衛陶、株式会社アジアゲートホールディングス (以下「AGHD」といいます。) 及びリアルビジョン株式の保有につき、大量保有 報告書・変更報告書の提出を懈怠していたのではないかとの疑いがあります8910。 にも拘らず、この点について、当社が質問状を以て質問を行ったのに対して、提案 株主は、何らの説明を行うことなく本株主提案に及んでおり、提案株主の唯一の株 主であって代表者である尾端氏は、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益 移転防止法の適用を受けているなど法令遵守が特に求められる宝石・貴金属等取扱 事業者である当社の取締役としての適格性にも重大な疑念があることが明らかで す。

② <u>佐藤彩奈氏</u>は、本株主提案においては、<u>社会人としての経歴がわずか約4年間しかない</u>ということの他、その経歴が必ずしも明らかではありませんが、少なくとも現時点において、**尾端氏が唯一の代表者であって上記プラスワンの 100%子会社であ**

⁸ 尾端氏は、プラスワンがアサヒ衛陶に対して臨時株主総会招集請求を行った際、尾端氏のほか、田中威之氏を取締役候補者 として記載していたことから、少なくともこの時点において、プラスワン(尾端氏)と田中威之氏との間に、アサヒ衛陶の 臨時株主総会が開催された場合に尾端氏と田中威之氏を同社取締役に選任する議案に賛成する旨の議決権の共同行使に関す る合意が存在していたことは明らかであるところ、プラスワン及び田中威之氏のアサヒ衛陶の発行済株式総数に対する所有 株式数の割合は、当時合わせて5%を超えていた(田中威之氏3.19%、プラスワン2.87%。合計6.06%)を超えていまし た。従って、プラスワン(尾端氏)は、実質共同保有者として大量保有報告書を提出すべき義務があるにも拘らず、これを 怠っていた疑いがあります。

⁹ AGHDが、アクセスアジア株式会社と株式会社エム・クレドに対して、払込期日を2022年1月14日として、第三者割当てによる新株及び新株予約権の発行により資金調達を行った際、両社から、2週間から1か月のうちにその割り当てられた新株及び新株予約権の大半を譲渡された結果として、プラスワン並びに(提案株主による当社株式取得資金全額の貸付けを行ってきた合同会社STAND UP GROUPの社員(出資者)である)中山勇介氏及び笹澤知夫氏のAGHDに対する株券等保有割合は、少なくとも2022年1月28日時点において、個別に見ても5%を超えていました。従って、プラスワン(尾端氏)は、大量保有報告書を提出すべき義務があるにも拘らず、これを怠っていた疑いがあります。

 $^{^{10}}$ N.D.C Investment Pte. Ltd.による第三者割当発行の払込みが 2013 年 12 月 25 日に行われた際、同社は、中長期に保有する 旨を確認した上で、リアルビジョンの新株 14 万 2000 株 16 代 16 代 16 1 (1 個当たり発行価額 27 7 (1,000 円) 及び新株予約権 3 3 30 0 (1 個当たり発行価額 27 7 (1,000 円) を取得していましたが、早く もその約 3 か月後の 2014 年 3 月 13 日及び 17 日の両日で、N.D.C Investment Pte. Ltd.は、提案株主に対して、上記新株 14 万 2 2,000 株全でを 12 株当たり 27 7 (10 円) 上記新株予約権 3 3 (30 個全でについても 18 1 個当たり 297 円で譲渡しています。これにより、提案株主は、リアルビジョンの新株を株券等保有割合にして 2 2.24%相当、同じく新株予約権を 5 5.25%相当、それぞれ直接取得するに至りました(合計 7 7.49%)。その後、同年 8 月 12 日になって、リアルビジョンは提案株主が保有していた上記 3 3 (30 個の新株予約権を全で取得していますが、EDINET 上、提案株主からは、取得した株式及び新株予約権の増減についてその後変更報告書が提出された形跡は全くなく、その後、提案株主はリアルビジョンの大株主にも登場していません。従って、提案株主は上記につき変更報告書の提出を懈怠していた疑いがあります。

る株式会社オアノエンターテインメント(以下「オアノ」といいます。)の執行役 員とのことであり、上記尾端氏の部下であってその強い影響下にあると考えられます。

③ <u>菅原勝治氏</u>も、<u>尾端氏が唯一の代表者であって 100%株主であるプラスワンの特別</u> 顧問であるとともに、<u>マルチビジネスを営んでおり、特定商取引法違反により中部</u> 経済産業局及び石川県から行政処分を受けた上記 ARK の特別顧問でもあっただけでなく、前述のアサヒ衛陶の臨時株主総会において尾端氏とともにプラスワンらによって取締役候補者として提案され、最終的にアサヒ衛陶の取締役に就任する(しかも、尾端氏とともに就任から約3か月で退任)¹¹に至っており、尾端氏と強い関係を有していることが窺えます。提案株主は、菅原氏を社外取締役候補者として擁立しておりますが、上述のような尾端氏との強い関係性を踏まえれば、尾端氏が社内取締役として選任された場合に、菅原氏が、執行から独立した立場で社外取締役としての監督機能を発揮することを期待できるとは考えられません。また、行政処分を受けた ARK の特別顧問であったこと等から、<u>違法な</u>マルチビジネスとの関係も懸念されるところです。

加えて、菅原氏については、本請求書面及び本株主提案書において、2006年4 月にシンワアートオークション株式会社(以下「シンワアート」といいます。)の **危機管理室長に就任し、2009 年3月から現在に至るまで同社の顧問を務めている** 旨が記載されていますが、同社については、2013年9月30日付けの日本経済新聞 電子版等において、国税当局から、「仮装隠蔽を伴う悪質な所得隠し」を指摘され て修正申告を行った旨が報じられております。当該記事によれば、同社は、「2011 年5月期までの3年間で約4千万円の所得隠し」を指摘されていたと報じられてお りますので、記事が事実であるとすれば、仮想隠蔽による所得隠しの期間は 2009 年5月期から2011年5月期までの期間(つまり、2008年6月1日から2011年5 月末までの期間)ということになり、まさに、菅原氏が危機管理室長を務め、そし て顧問を務めていた期間と重なっています。本請求書面及び本株主提案書において は、菅原氏が当社の取締役として相応しい理由として、「法令遵守と危機管理の分 野において豊富な経験と幅広い知識を有して」いることが記載されておりますが、 この記事が事実であるとすれば、同氏はシンワアートが「仮装隠蔽を伴う悪質な所 得隠し」を行っていた期間に危機管理室長(次いで顧問)を務めていたことにな り、果たして真に「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を

¹¹ なお、菅原氏は、アサヒ衛陶取締役在任中、同社の取締役会には7回中2回しか出席しておらず、監査等委員会も2回中1回しか出席していないとのことです(アサヒ衛陶の第72期報告書16頁ご参照)。

<u>有して」いるのかについては疑問符がつくと言わざるを得ません12。</u>

④ 吉澤孝明氏も、上記のプラスワン及びオアノの顧問税理士であるとともに、マルチビジネスを営んでおり、特定商取引法違反により中部経済産業局及び石川県から行政処分を受けた上記 ARK の顧問税理士でもあったことから、尾端氏を実質的な依頼者とするものであり、その強い影響下にあると考えられます。提案株主は、吉澤孝明氏を社外取締役候補者として擁立しておりますが、尾端氏との関係の密接さに鑑みれば、尾端氏が社内取締役として選任された場合に、吉澤孝明氏が、執行から独立した立場で社外取締役としての監督機能を発揮することを期待できるものではありません。また、行政処分を受けた ARK の顧問税理士であったことから、違法なマルチビジネスとの関係も懸念されるところです。

以上のとおり、提案株主が提案する4名の候補者のうち尾端氏については、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠であり、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められる当社の取締役としての資質・適格性に強い疑義を呈さざるを得ません。また、尾端氏以外の3名の候補者は、いずれも尾端氏の部下であるか又はその強い影響下にあることが明らかであって、法令遵守が特に求められる当社の取締役としての適格性には重大な疑念があると言わざるを得ません。そして、提案株主の代表者であって取締役候補者でもある尾端氏が長年に亘ってマルチビジネスに関与してきた経歴があり、尾端氏以外の3名の候補者(うち2名は、中部経済産業局及び石川県から取引等停止処分を受けたARKの特別顧問ないし顧問税理士)も尾端氏の部下であるか又はその強い影響下にあることに鑑みると、本株主提案の真の目的のもう一つは、当社の経営支配権の奪取後に、尾端氏が長年関与してきたマルチビジネスのために、当社の経営支配権の奪取後に、尾端氏が長年関与してきたマルチビジネスのために、当社の宝飾品販売事業を営む上場会社としての信用とブランド・イメージを利用することにあることが強く疑われます13。

よって、<u>当社取締役会としては、提案株主が提案する候補者4名の当社取締役への</u> 選任議案についても反対いたします。

¹²以上に加えて、菅原氏は、上記 ARK だけでなく、消費者庁からそのマルチビジネスにつき消費者安全法に基づく(是正)勧告を受けた株式会社 ELICC JAPAN 及び消費者庁から特定商取引法違反に基づき 6 か月間の業務停止命令を受けた株式会社 e-win の両社において唯一の(代表)取締役であった佐伯和信氏が、同じく唯一の(代表)取締役を務めていた株式会社 Z においても、その HP において危機管理対策室担当と表示されていたことが確認されています。

¹³¹⁷ 社に亘る宝石・貴金属等取扱事業者有志一同からも、本臨時株主総会における提案株主による株主提案に関して、提案株主が当社の経営支配権を取得することにより万が一にもマルチ商法等に悪用されるようなことがあれば、お客様からの信用の低下その他のイメージダウンによる業界全体への打撃は計り知れない旨の懸念が表明されています(2023年2月24日付け株式会社ナガホリに対する株主提案に関する反対声明参照)。

3. 結 語

このように、本株主提案は、そもそも、本臨時株主総会において示された大多数の当社株主の皆様のご意思を無視するもので、かつ、提案内容の真摯さに欠け、それ自体濫用的なものです。また、本株主提案書が謳っているような当社の企業価値の向上を目指すものでは到底なく、むしろ、本株主提案が、独立社外取締役を含む当社の現任取締役7名全員の任期満了による退任と、提案株主が擁立した候補者4名の当社取締役への選任を目的とするものであることからすると、本株主提案の真の目的は、尾端氏らが当社の経営支配権を奪取することにあると考えざるを得ません。そして、上述した諸々の事情を考え併せますと、尾端氏らが当社の経営支配権を奪取することに成功した場合には、尾端氏が長年関与してきたマルチビジネスのために、当社の宝飾品販売事業を営む上場会社としての信用とブランド・イメージを利用し、さらには、当社の株主の皆様共同の利益に反するような株式の希薄化を招く大規模なエクイティ・ファイナンスの実施(当社の「ハコ会社」化)を目論んでいるのではないかと強く懸念されるところです。

従って、万が一にも、本株主提案が承認されて当社取締役が総入替えとなり、当社取締役としての適格性や資質に強い疑義がある4名(尾端氏とその部下又はその強い影響下にある3名)のみで当社取締役会が構成されるようなことがあれば、当社のブランド・イメージや信用に回復し難い損害を与え、当社の企業価値を毀損し、株主の皆様共同の利益が害されるおそれがあると考えざるを得ません。

<u>このため、当社取締役会としては、提案株主が提案する本株主提案に反対いたしま</u>す。

以上